

精華町教育委員会会議録

平成25年（第3回）

1 開 会 平成25年3月26日(火) 午前10時00分
閉 会 平成25年3月26日(火) 午後 0時10分

2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 大竹委員 蓑毛委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 永井総括指導主事
土井学校教育課主幹

4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第3回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前々回会議録について

教育部長から平成25年第1回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

・特になし。

【採 決】

・全員承認。

(3) 教育長報告事項

ア 人事異動について

教職員の人事異動内示を3月18日に行った。異議申し立て等はなかった。4月1日に人事発令、4月1日に着任式と辞令交付を行う。

管理職人事は2月29日の教育委員会の議決どおり。

一般教職員の人事について、小学校で退職が3件、うち特別退職1件

となっている。転出が8件、転入が8件、転補が3件、新規採用が5件。それ以外の枠外で2件あり、転出として、精北小の教員が1年間、京都教育大へ長期研修に行く。転入として、マレーシアの日本人学校へ行っていた山田荘小学校の教諭が4月に帰ってくる。今年の特例で2月28日付で退職が1件あった。

中学校は、退職が4件、うち特別退職2件、あと2件は形式退職で、京都教育大学付属中学校と府立特別支援学校へ行くため身分が変わるので、形式上退職となるが、勤務は継続。転出が5件、転入が7件、転補が1件、新規採用4件、以上小学校29件、中学校21件、合わせて50件が教諭の人事異動。

養護教諭等は、小学校で転入が1件、転補が1件、中学校で転補が1件、新規採用が小学校で1件、形式退職が中学校で1件。事務職員で府立高校へ異動。以上が教職員に関する人事異動の結果。

教育委員会事務局職員は、3月22日に異動の内示があり、管理職の異動はなかった。図書館長が事情により退職、後任に奈良県立図書館の図書公文書グループのグループコーディネーターの森川氏が就任予定。

【委員の意見等】

特になし

(4) 議決事項

ア 第8号議案、傍聴人規則一部改正について

【提案説明】（教育部長）

教育員会会議の傍聴を推進するため、規則の一部改正を提案。

【提案概要】

第1条第2項で教育委員会の傍聴人数は5人としていたが、人数制限を止め、満席になったときは、制限することができるとし、基本的には制限しないということに改正。

第3条第5号で「帽子をかぶること」ということで、風紀の問題であったが、「帽子をかぶること」について削除した。会議の妨害になるような場合は第5号で対応する。

その他文言の整理をした。

附則で、この規則は平成25年4月1日から施行する。

【委員の意見】

- ・傍聴人が5人以上になる可能性があるということでの改正か。満席になった時は制限することもあるのか。（伊藤委員長）
- ・この場所がいっぱいになった時は、場所を変えて対応するということか。（伊藤委員長）
- ・傍聴の申し込みは、何時までにするのかなどの決まりはあるのか。（中谷委員）
- ・会議が始まった時は傍聴人が入れたが、途中で多くなり入りきらなくなった場合、途中で場所を変えることもあるのか。（伊藤委員長）
- ・原則的には傍聴人が何人来られても受け入れ態勢を整えると理解してよいか。（伊藤委員長）
- ・傍聴の門戸を広げるための原則5人を削除するが、会場の状況により入りきれない場合、断らないといけないので「制限することができる」という表現が入っていると理解してよいか。（伊藤委員長）
- ・301会議室は何人ぐらい傍聴できるのか。（中谷委員）
- ・この条文で基本的に制限をしないと読めるのか。（大竹委員）
- ・どこかで傍聴人数の制限は必要だとは思う。（蓑毛委員）
- ・議会はどのような表現になっているのか。制限することは書かれているのか。（伊藤委員長）
- ・議会と同じような文言ではだめなのか。（伊藤委員長）
- ・条文の表現は、解釈の違いによって変わることがあるので制限することができるという表現が、傍聴を否定しているようにとられないようにしておいてほしい。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・満席になった場合は断る場合もあるが、たくさんの傍聴者が予想される場合は、大きな会議室へ変更することも考えなければならな

い。（教育部長）

・情報公開の関係からも、いろいろな重要事項を決めるときに傍聴に来られた方を人数制限するのはおかしいということでの改正。会議室のスペースの問題はあるので、その辺は考えながらする必要があります。（教育部長）

・今日はたまたま傍聴人はいないが、議論の焦点になるような場合は、たくさんの方が傍聴されることが予想されるので、そのときにはもっと広い場所を用意する必要があると考える。（教育長）

・傍聴したいときに自由にできる状況にしておくのが当然だということで、これまでは、会議が始まる前までに受け付けをしていたが、会議の途中でも随時受け付け、傍聴できるようにしていく。（教育部長）

・会議が始まってから書類を持って動くことはできないので、制限するということになる。ただ、初めから傍聴人が多いと予想されるときにはもう少し大きい会議室で行ったり、この会議室でも5名以上は入るので、傍聴席を多く準備するなどの対応はしていきたい。

（教育部長）

・301会議室での傍聴は、10人は可能と考えている。（教育部長）

・議会では一般席48人を設けているとなっている。制限については書かれていない。（教育部長）

・議会の本会議場は変わらないが、教育委員会は変更することもできるので、議会と同様の表現は難しい。（教育部長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

イ 第9号議案、平成25年度精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

本議案は個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、

異議なしとしてこの議案については非公開となった。

ウ 第10号議案、精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則制定について

【提案説明】（教育部長）

精華町教育委員会が所管する精華町立体育館・コミュニティーセンターに指定管理者制度を導入するに当たり、精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則の制定を提案。

【提案概要】

この規則は、平成24年9月の教育委員会で、この運営規則について議案を提案し、教育委員会の議決をいただいた。規則の施行に当たり一部変更が出たため、その内容を踏まえ、改めて規則の改正を提案するもの。

これについては、本日提案する第11号議案の精華町体育施設管理運営規則制定、第12号議案の精華町立学校施設の開放に関する規則制定についても、変更点は同一となる。

変更点は、第2条で、変更前には、社会教育法で社会教育関係団体を規定しており、その規定団体がアからカまで、そしてキで、その他教育長が必要と認める団体とし、団体の固有名称を挙げていたが、近年、社会教育団体の活動が活発になってきており、いろいろな団体が出てくるため、精華町社会教育関係団体認定要綱を制定し、その要綱に基づき認定書の交付を受けた団体ということへ変更。

それに伴い、別表の町体育協会及び町文化協会に加盟を社会教育関係団体に所属へ変更するもの。

【委員の意見】

- ・社会教育委員の関わりは。（伊藤委員長）
- ・団体を認めていくためには良い改正だが、活動内容がふさわしくない時の削除の対応が大変になるのでは。（伊藤委員長）

【事務局】

・制定する要綱は、それぞれの団体の代表、構成メンバー、団体が
どういう規約に基づいて活動しているかなどを確認し、社会教育関
係団体にふさわしい活動をしているかを毎年チェックする。基本的
に当面は、既成の団体だが、新たな団体が出てきたときには追加し、
既成の団体の活動内容がふさわしくなくなった場合は削除す
るような対応がとれるように、認定要綱を定め、それに基づいて判
断していく。同様に、社会体育クラブも要綱を制定し、活動内容を
審査する。減免に対して、適正、平等な措置がとれるようにする。

(教育長)

・社会教育関係団体の判断については社会教育委員会でも判断して
いただくことになる。(教育部長)

・削除する団体が出てこないように、団体を育てる責務があると思
えている。(教育部長)

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

エ 第11号議案、精華町体育施設管理運営規則制定について

【提案説明】(教育部長)

精華町教育委員会が所管する打越台グラウンド・テニスコート、池
谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場に指定管理者制度を導
入するに当たり、精華町都市公園条例に定めるもののほか、同条例の
施行に関し必要な事項を定めるため、この規則の制定を提案。

【提案概要】

この規則も、第10号議案と同様、去年の9月に教育委員会で議決
をいただいたが、社会教育関係団体の固有の名称の使用している箇所
について変更するもので、第10号議案と同様の改正。

【委員の意見】

・特になし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

オ 第12号議案、精華町立学校施設の開放に関する規則制定について

【提案説明】（教育部長）

学校教育上、支障のない限りにおいて、精華町立小学校及び中学校の施設を学校教育以外の社会教育活動のために使用させるに当たり、精華町立学校施設使用条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則の制定を提案。

【提案概要】

この規則についても、平成24年10月の定例教育委員会で議決をいただいたが、先の2議案同様、社会教育関係団体を社会教育団体認定要綱の中で認定していくということに変更するもの。

【委員の意見】

- ・特になし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

(5) 教育部からの報告

ア 教育部長

①議会関係について

代表質問では、愛精会から精華中学校の建てかえ、中学校の完全給食実施、エアコンの設置についての質問があり、中学校の建てかえについては、平成27年度の完成で取り組みを進めていることを、中学校の完全給食については、子どもの食のあり方懇談会を設置して検討を進めていること、基本的事項を確認し進めていくこと、実施方法について給食センター方式で3中学校同時ということの説明、エアコン設置については、エアコン設置と中学校の完全給食の関係で、どちらを優先的に実施するのかの調整を現在しているという状況にあることを答弁。

精政会から、中学校の給食、授業崩壊について質問があり、給食

については、先ほどと同様の答弁を、精華西中学校の授業崩壊については、現在、今取り組みをしている中で、徐々に落ちつきを取り戻しつつある状況にあること、今後も取組を継続すること、教師等への研修等を行うことを答弁。

共産党から、2学期制の総括と35人学級、中学校給食、学校教育での防災教育について質問があり、特に2学期制については、2学期制推進委員会でその内容等を検証し、いろいろなプラス面もあることから、現行のままで継続すると答弁。

住民派から、精華中学校の建てかえについて質問があり、先ほどと同様の答弁をしている。

公明党から、がん教育、いじめ、スクールカウンセラーについて質問があり、がん教育について今後進めていくこと、京都府のDVDや生命のがん教育推進プロジェクト事業などで精査しながら行っていくことを答弁。

民主党から、中学校給食、栄養教諭の設置について質問があり、中学校給食については同様の答弁を、栄養教諭の設置については大切なことなので努力していくと答弁。

一般質問については、質問、答弁内容の資料を配布。

一般会計予算案について、町の厳しい財政状況の中で、選択と集中で予算を編成、予算決算常任委員会では5対4の賛成多数で可決。反対議員から決議した議員の任期中に中学校給食の実施に向けて具体的予算が計上されていないことを理由として反対討論があった。

予算案の審議について、建設的な意見もいただきながら、事業内容等の答弁を行った。特に、スクールカウンセラー・特別支援員等は、厳しい財政状況の中で確保。生涯学習では、文化財が多数出土している中、その展示やいろいろな民俗資料等を公開することにより、さらに子どもたちへの展示を広げてほしいという意見があった。

総務教育常任委員会は、13日に開催したが、陳情書も出されており、その審議等で時間が無くなったため、25日に再度開催。中学校給食の実施方法等や精華中学校の改築検討委員会の状況等

を報告し、別紙資料の意見をいただいた。

イ 学校教育課長

①精華中学校の改築の関係について

前回の教育委員会で報告後に、第4回から第6回まで検討委員会を実施、その概要について報告。

第4回目は、1月30日に開催し、同じ形態の校舎の木津南中学校の視察と、施設の基本計画で第3回での意見を反映した計画の見直しを提案した。特に校舎の建設に対しては、丈夫で子供たちに安全なことを最優先で考えてほしいという意見や、当初予定していた南側のバルコニーが、生徒の安全面や生徒指導上から必要ないという意見、教室の大きさについて、従来の教室よりも広めにとってほしいという意見があり、今後の設計に反映してほしいという意見があった。

また、第4回の検討委員会には精華中学校から2名の生徒に参加していただき、具体的に子供の意見を聴取した。その内容は、資料下段③で記載しているが、特にトイレの関係や校舎の内装の色について、各階ごと、学年ごとに色を分けてはどうかという意見などもいただいた。設計に反映できるものについては、できるだけ反映していきたいと考えている。

第5回は、2月28日に開催。第5回では特に外構計画、設備計画、省エネ計画、防犯防災の観点から計画を示し、各委員から意見をいただいた。特に省エネの関係では、LED照明の導入、自然エネルギーの取入れ、太陽光発電と蓄電池を併用した形での設置、防犯関係では、緊急防犯対策について各校舎内の通信手段等についても十分配慮し、対策を講じてほしいという意見があった。こちらについても、基本設計の中に組み込んでいきたいと考えている。

第6回は、3月14日に開催。第2回教育委員会で中学校給食の基本的事項を承認いただき、精華中学校の跡地に給食センター設置の方針が出たことから、計画図では駐車場となっていた敷地の北東部分に給食センターを建設するというのを、精華中学校検

討委員会にも諮った。このことから当初予定と比べ駐車可能台数
がかなり減少するが、その分を敷地内で何台かスペース確保がで
きることを示し、一定の理解を得た。ただ、給食センター建設に
当たっては、周辺住民への十分な配慮が必要との意見もいただい
た。

第6回まで検討委員会を進め、本日の午後2時から最終の第7回
検討委員会を予定している。ここで、これまで議論した内容をす
べて反映した形での施設計画図、配置計画図、平面図を示して、
最終的な基本設計の取りまとめを行っていきたいと考えている。

資料の4ページ以下については、以前にも示しているが、配置計
画図と各階の現時点での平面図をつけている。基本的には、この
内容で最終的なまとめを行っていく予定。

最終ページに今回精華中学校で採用しているツイン廊下型の平面
プランを再度添付。また、片廊下型プランと比較して想定される
懸念事項についても3つほど記載。特に採光や通風の関係が悪く
なるということについては、真ん中に光庭やラウンジ、ホールな
どを配置することで解消できると考えている。

また、教室間の距離が短くなることで、授業中に他の教室の音が
気になるということが懸念されるが、音楽室や技術室等の音の出
る部屋は、配慮を考えている。

北側の教室の光が当たらないということについては、特に暖房の
負荷が大きくなるといった懸念はあるが、スイッチ系統等の配置
を効果的にすることや、職員室で集中管理を行うという運用面で
改善は図っていけると考えている。

以上がこれまでの検討委員会の概要。

②中学校給食の実施について

総務教育常任委員会で報告した内容を説明。

内容は、前回の2月22日の教育委員会で協議事項として協議、
了解いただいた町立中学校における学校給食の実施に関する基本的
事項の3項目を説明した。基本的に承認いただいたセンター方式で
3中学校同時に実施すること。設置場所は、現在改築を進めている
精華中学校の跡地を利用して給食センターを設置すること。実施年

度は、改築後、小・中学校への空調設備の設置時期との調整を図ることで、その方向づけがされた状況について報告を行った。

ウ 総括指導主事

①京都府中学校学力診断テストの結果について

学力診断テストの結果、分析について冊子をもとに報告。

この冊子は、テストの概要、正答率の低い典型的な問題をピックアップして、その問題の出題の趣旨や誤答分析、今後の学習指導に当たっての指導例などが記載されている。

この診断テストは、中学校2年生が行っている。教科は国語、数学、英語。

精華町の状況として、国語は、資料2にそれぞれの問題ごとの正答率、何を選んだかをピックアップしている。国語の問題の1の4、聞き取り問題では、共通点や相違点を整理すること、構成や展開に気をつけて聞くといった力の育成であるが、正答率が低いことから、そういう力をつけていく必要があるのが判断できる。記述問題の特に5番では、誤答の間違った答えの内訳を見ていくと、論理的に書くことができていないが24%、無回答が9.5%という状況になっており、これらの約35%の生徒については、課題が見受けられると判断できる。

数学では、すべての領域で府の正答率を上回っている。しかし、図形領域の正答率や活用問題の正答率が低いと判断できる。

資料2の数学のところ、1の問題の(2)の誤答の偏りを見ると、生徒が同じようなところをつまずいているということがうかがえ、今後この誤答の分析を踏まえて、課題に向けた授業改善が必要であると考えている。

英語は、すべての問題において府平均を上回っている。しかし、資料3で書くことの領域と表現の能力に関して、他の領域や能力と比べてかなり低い結果になっていることがわかるので、精華町の生徒にとっての課題であると考えている。

診断テストの成果と今後の方向性として、成果としては、経年変化等を見ていくと、基礎学力の充実、定着、向上が図られているの

ではないかということ、府と比較して得点が高い生徒が多いこと、分布表を見ると国語では、やや右寄りの正規分布を示し、数学、英語では右肩上がりの分布を示していること、点数も高い子が多くなっているということが見て取れる。この8年間、府や山城の管内の平均を上回り、平均で見ると良好な結果であると考えている。

今後の方向性としては、3教科とも基礎的、基本的な内容についてはおおむね学力は定着していると考えられる。しかし、活用的な内容については、改善されているものの、まだまだこれから指導の工夫、改善をしていく必要があると考えている。

各教科の指導に当たっては、生徒の思考力や判断力、表現力をはぐくむという観点から、基礎的、基本的な知識、技能の活用にあたる学習活動を重視することが大切であると考えている。また、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整えていき、言語活動を充実させていきたい。言語活動の充実、各教科の指導に当たっては体験的な学習、基礎的・基本的な知識や技能を活用した問題解決的な学習を重視していきたいと考えている。さらに生徒の興味、関心を生かして自主的、自発的な学習が促されるように工夫したい。

この状況は平均点での状況であり、それぞれの生徒、学校によっても差があるので、それらも課題であると考えている。

②体罰に関する京都府教育委員会の緊急調査について

体罰に関する京都府教育委員会の緊急調査が行われた。調査は精華町でも実施。内容は、保護者への相談窓口による聞き取りや、児童への聞き取り、生徒へのアンケートと聞き取り、教員への自己申告と聞き取り、その結果、本町の小・中学校から体罰事象が1件、体罰が疑われる事象が1件の合計2件あり、京都府教育委員会へ報告した。

この内容について、京都府教育委員会で第三者の機関を活用されて精査された結果、本町から報告した2件のうちの1件が体罰事象であるということ、あとの1件は行き過ぎた指導であると判断されたと聞いている。

体罰の処分については、3月下旬から4月上旬にかけて下される

という京都府教育委員会の方針であり、その結論に従って対応していく。いずれも中学校での事象である。

③いじめ調査集計について

いじめの調査集計票により精華町のまとめたものを説明。

3つの段階に分かれており、第1段階は、児童生徒がアンケートの中で、いじめた、いじめられたといった事象すべての数である。

第2段階は、子供たちがいじめられたということでアンケートによって判明した内容について、子どもたちに聞き取りをして、組織的な対応をしていく必要のある事象、具体的には継続していることや力関係がはっきりと決まっているようなもので、今後組織的に対応していく必要があるという事象。

第3段階は、命にかかわるような深刻な事象のもの。

総計を見ると、小学校は、いじめられていると答えた事象は、全体の約24%。主な内容は、冷やかしやからかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われたということが多くなっており、次に仲間外れ、集団による無視、軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりというふうな事象が多い。

いじめられていると答えた事象の中から第2段階のいじめの状況として組織的に対応していく必要があるというものについて、このアンケートは平成24年9月から平成24年12月までに限定しており、その中で出てきたものが小学校では5件で、4月1日から25年2月28日現在までで総計で8件になる。

その中で解消したものと考えられるものが、このアンケートの中で出てきたものの中からは3件は既に解消している。4月1日から2月28日までの間で解消されたものが5件で、あと3件はまだずっと見守っていく、あるいは指導をする、目配りをしていく必要があるもの。

第2段階でのいじめの内容については、冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというもの、それから軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりするもの、それから嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするという内容であった。

命にかかわる第3段階は無かった。

中学校は、第1段階に答えたものは約21%。内容は、小学校と同様に一番多かったのは、冷やかし、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというものであった。次に嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりするというのがほぼ同じような件数であった。

第2段階のいじめと考えられるものは、このアンケートの中では3件。その3件のうち既に解消されたなどと考えられるのが2件で、一方、4月1日から2月28日まで約1年間の中では総計で6件、解消したと考えられるものは総計で5件となっている。

第2段階と考えられるもののいじめの内容は、冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするというような内容であった。

中学校も第3段階のいじめの状況は無かった。

④問題事象等について

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるとして会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

エ 生涯学習課長

①精華町民文化賞・精華町民スポーツ賞について

芸術文化や体育・スポーツに関してすぐれた成績をおさめられた方等を表彰し、たたえるとともに町民の文化やスポーツに関する意識の高揚を図るという目的で精華町民文化賞と町民スポーツ賞を設けている。今回の募集、表彰に当たり、規則を若干見直して、対象者の条件や表彰の仕組みなどを見直した。一番最高の賞として、町民文化賞、町民スポーツ賞を置き、長年活躍してこられた方に対して、それぞれ功労賞という賞を設けた。さらに、その次

に高校生以上を対象とした奨励賞と小・中学生を対象としたジュニア賞を設けた。この奨励賞とジュニア賞については、今後のさらなる活躍を後押しし、応援する賞として、できるだけ多くの方々に授与できるよう、今までよりも門戸を広げた。2月中旬から3月中旬まで募集、推薦等を受け付け、先日3月21日に選考委員会を開催して、表に記載している平成24年度の精華町民文化賞と町民スポーツ賞の受賞者を決定した。

文化賞として、けいはんなフィルハーモニー管弦楽団に功労賞を授与。けいはんなフィルハーモニー管弦楽団は、1995年4月に発足、在野の市民オーケストラとして地元を中心に、けいはんなホールを拠点に長年にわたって活動を続けられ、地元住民にとって相応のオーケストラを鑑賞できるということで本町の音楽文化の底上げと拡大に貢献されたということで功労賞の授与となった。

町民文化賞ジュニア文化賞部門では、東光小学校のウインドアンサンブルクラブ、精華中学校の吹奏楽部にそれぞれ授与した。東光小学校のウインドアンサンブルクラブは、京都府のコンクールで金賞を受賞、全国小学校管楽器合奏フェスティバル西日本大会に出場。精華中学校の吹奏楽部は、京都府吹奏楽コンクールで金賞を受賞、関西のコンクールに出場して銀賞を受賞された。

町民スポーツ賞には、3名の生徒にジュニアスポーツ賞を授与することになった。

一人目は、硬式テニスの山門春香さんで、学校外の奈良のクラブに入っており、奈良県の大会で春、夏、秋と優勝、関西の大会でも優勝されるという非常に優秀な成績を修められた。学校からの推薦にも、テニスというスポーツ活動はもちろん、学習に対しても真剣に取り組まれているという意見をいただいている。

次の馬場浩市さんは、京都府のバドミントン大会の個人の部で準優勝され、近畿大会に出場されて3位という優秀な成績を修められた。彼も、学校生活で誠実な姿勢で何事にも取り組み、だれからも信頼され応援されているという意見をいただいている。

次の江川暢人さんは、京都府の陸上大会100メートルで二度に

わたって優勝され、近畿大会にも出場されている。学校からは、人物も立派であり、主将として部をまとめ、学校の中でも信頼が厚いという意見をいただいている。3人ともスポーツの成績はもちろん、人物も生活態度も非常にすぐれているということで賞を授与することとなった。

3月29日金曜日の夕方5時から、図書館の集会室で表彰式を行なう予定。

②少年少女合唱団について

3月24日、日曜日に定期演奏会を開催、大変よい演奏だった。

4月6日、土曜日に新入団員生を迎える入団式を開催。今年度の新入団員生は、現在のところ3人という状況。引き続き募集を続ける。

【委員の意見】

- ・精華西中学校でエレベーターを壊した話を聞いたがその詳細は。
(伊藤委員長)
- ・精華中学校の検討で生徒の意見は反映されるのか。(伊藤委員長)

【事務局】

・学校に設置しているエレベーターを、1件はスイッチのところをこじあけて、基盤から壊しているという状況があった。もう1件は、日数をあけずに、エレベーターの入り口扉をへこむぐらい蹴られた事案があった。修繕には業者対応の必要がある状況。

業者により修繕したが、生徒指導を学校で十分やってほしいということで調整している。同時期に起こっているので心配をしている。誰がしたのかの特定はできていない。(学校教育課長)

・前の検討委員会でも生徒の意見を直接聞き、基本構想を立てるときに、一昨年だが、全生徒からアンケートも行った。その意見は十分取り入れていきたいと思っている。(学校教育課長)

(6) その他

① 2月から3月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数5件、学校教育課関係は1件、生涯学習課関係が4件、うち社会教育係関係が4件、図書係は0件、体育係関係は0件。

(7) 教育部からの諸報告

ア 4月の行事予定について。

(8) 閉会

委員長が第3回教育委員会の閉会を宣言。